

学校における働き方改革
陸別町推進プラン

平成30年9月
陸別町教育委員会

はじめに

現在、学校には、未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することを目指す学習指導要領のねらいや社会からの要請等を踏まえ、児童生徒に対する指導を一層充実させることが期待されており、その実現に向けては、道内全ての学校で、教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築することが必要です。

しかしながら、北海道教育委員会（以下「道教委」という。）が、平成28年度に行った「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」（以下「実態調査」という。）の結果では、平成20年度に行った調査と比較して、改善は見られるものの、

- ・1週間当たりの勤務時間が60時間を超える者の割合が、教諭については、小学校で2割、中学校で4割、高等学校で3割を超えている。また、教頭に至っては、小・中学校とも7割、高等学校で6割を超え、特別支援学校では3割となっている。
- ・教頭については、調査業務を含む「事務処理」の時間が最も長い。
- ・教諭については、土日における「部活動指導」の時間が長く、中学校では全国平均よりも長い。等の課題が明らかになっています。

こうした状況を踏まえ、道教委では、平成30年3月に道内の全ての学校において、働き方改革を行うため、業務改善の方向性を示した「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」を作成しました。

本町においても、「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」に準じ、陸別町教育委員会（以下「町教委」という。）として、「学校における働き方改革『陸別町推進プラン』」（以下「推進プラン」とう。）を作成し、実効性のある取組に向け、学校との連携を図っていきます。

今後においても、学校、家庭、地域、行政が密接に連携し、保護者や地域住民の理解を得ながら、教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備に努めていきます。

1 推進計画の性格

- 「推進プラン」は、陸別小・中学校の働き方改革を進めるため、町教委が策定し、各学校の取組を促すものです。
- 本プランについては、今後の国や北海道の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行います。

2 取組の方向性

- これまでの働き方を見直し、教員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い教育の質を高めるといふ、働き方改革の目指す理念を共有しながら、取組を進めます。
- 「学校における働き方改革」は、学校はもとより、家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務態様の違いや、毎日子どもと向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて取り組んでいくことが重要です。

3 教育委員会及び学校の役割

(1) 町教委の役割

- 陸別小・中学校における働き方改革を進めるための推進プランを作成するとともに、地域の実情に応じた取組や支援を行います。

(2) 学校の役割

- 校長は、学校の重点目標を明確化し、全職員の共通理解のもと、働き方改革に向けた取組を、関係機関と連携しながら、主体的に推進します。
- 「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人一人の意識改革を促進します。

4 推進プランの目標及び期間

「推進プラン」に掲げる取組を着実に進めるため、当面の目標を次のとおり設定し、取組期間は平成30年度から32年度までの3年間とします。

【目標】

1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員を全校種でゼロを目指す

この目標を達成するため、町教委は、毎年度、進捗状況を把握し、学校における働き方改革の取組を検証しながら、具体的な学校経営指導に努めます。また、学校は、時間外勤務等の実態を踏まえ、実情に応じた取組を主体的に検討し、実施していくこととします。

【働き方改革を進めるため、平成32年度末に目指す指標】

1 部活動休養日を完全に実施（年間73日）している部活動の割合	…100%
2 変形労働時間制を活用している学校の割合	…100%
3 定時退勤日を月2回以上実施している学校の割合	…100%
4 学校閉庁日を年9日以上実施している学校の割合	…100%

5 推進体制と取組の検証・改善

町教委は、毎年度、校長・教頭会議との議論を通して取組を検証し、検証結果並びに国及び北海道の働き方改革の動向を踏まえた新たな取組の追加や、効果が見られない取組の見直しなど、取組の改善を行います。

6 保護者や地域住民等への理解促進

教員の長時間労働を改善し、教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務することができる環境を整備することが、学校教育の質の向上につながります。

子どもたちに対する教育は、学校、家庭、地域が連携協力して進めなければならず、その基礎となるのは信頼関係や共通認識であり、学校における働き方改革の取組について、保護者や地域住民等にも理解を深めてもらう必要があります。

このため、各学校においては、保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得るためにも、業務改善や教員の働き方改革について、学校評価に明確に位置付けるなどするとともに、町教委においても、陸別町PTA連合会と連携を図りながら、学校における働き方改革について保護者や地域住民等への普及啓発を進めます。

7 具体的な取組

- ・町教委は、地域や各学校の実情を踏まえ、次の取組を行います。
- ・学校は、各学校の実情を踏まえた上で、優先順位を決めて、次の取組を行います。

取組1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

(1) 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の派遣等

- ・ 道教委によるスクールカウンセラーの派遣支援の活用
- ・ 関係機関との連携及び専門員等の派遣要請
- ・ 学校への学習支援員、特別支援補助員の配置

(2) 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

- ・ 町教委は、学校支援地域本部事業を通じ、地域住民が学校の教育活動を支援する「地域学校協働活動」や、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」の導入を進めるとともに、地域の実情に応じた効果的な活動を促します。

取組2 部活動指導にかかわる負担の軽減

(1) 部活動休養日等の完全実施

- ・ 町教委は、生徒や担当教員の健康・安全はもとより、けがの防止・心身のリフレッシュを図るなどのスポーツ医・科学の観点、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する観点から、すべての部活動における休養日等の完全実施に向けた取組を進めます。
- ・ スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえて、必要な見直しをします。

【部活動指導にかかわる負担の軽減の方策】

① 部活動休養日の実施

- ・ 毎週1日以上は、休養日を実施すること（年間52日以上）
- ・ 月に1日以上は、土曜日、日曜日又は祝日に休養日を実施すること（年間12日以上）
- ・ 学校閉庁日は部活動休養日とすること（夏季休業期間内3日、年末年始の休日6日）
- ・ 上記を基本に1年の1/5以上の休養日を実施すること（ $365日 \times 1/5 = 73日$ ）
週1日52日+月1日12日+学校閉庁日9日=73日

※1 休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わないこと

※2 大会やコンクール等の前で、やむを得ず活動を行う場合は、代替の休養日を実施すること

② 部活動の活動時間

- ・平日は2～3時間程度で終了すること（生徒の最終下校時刻を設定）
- ・土曜日、日曜日、祝日及び長期休業期間中は、次の※3に該当する場合を除き、半日程度で終了すること

※3 大会やコンクール等への出場、練習試合、合宿を行う場合

(2) 複数顧問の効果的な活用

- ・各学校においては、可能な限り、部活動ごとに複数顧問を配置し、交代で指導や安全管理を行うなどして、時間外勤務縮減につながる取組を進めます。

(3) 学校規模に応じた部活動数の適正化等

- ・学校においては、部活動数を適正に設置するとともに、生徒がスポーツ等を行う機会が失われることのないよう少年団活動の指導者及び育成会との連携等を積極的に進めます。

取組3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

(1) 定時退勤日等の設定

月2回以上の「定時退勤日」（例えば「家庭の日」（給与・手当支給日）、「健康管理の日」（毎週水曜日））、「消灯時間の設定」等学校の実情に応じた取組や年2回以上の「時間外勤務等縮減強調週間」の徹底に努めるなど、職員の時間外勤務等の縮減に対する積極的な取組を進めます。

(2) 教員の意識改革の促進

- ・各学校においては、校長が定める「学校経営方針」や「重点目標」等に自校における働き方改革に関する視点を盛り込むとともに、管理職員の人事評価に係る業績評価の目標設定に当たっては、例えば、時間外勤務等の縮減や年次有給休暇の取得促進など、所属職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する内容の設定を検討します。
- ・各学校においては、管理職員だけでなく、学校の職員全体に働き方改革の意識を持ってもらうため、人事評価の面談において管理職員が職員と業務改善に向けた意識の共有を図るとともに、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える職員に対しては、管理職員が当該職員と業務全般の内容や優先順位等を協議しながら、時間外勤務の縮減方策を具体的に定めるなどして、適切な勤務時間となるよう取り組みます。

(3) 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

- ・ 町教委は、教員の心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定します。

【学校閉庁日】

① 実施目的

職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するためです。

② 設定期間

- ・ 8月15日前後の特定の3日間に設定することを基本とします。
- ・ 年末年始の休日（12月29日～翌年1月3日）は、全道統一の学校閉庁日とし、年始における町行政機関の休日は原則学校閉庁日とします。

③ 服務上の取扱等

- ・ 年休、夏休、振替等となります
- ・ 休暇取得を強制はしません。
- ・ 出勤も可。この場合、開錠・施錠は出勤する者の責任で行うため、管理職員の出勤は不要となります。
- ・ 部活動休養日に設定にします。

④ 保護者への周知

町教委が各学校を通して、保護者にお知らせします。

(4) 校内巡視

- ・ 学校管理職による休日における校舎巡視は原則義務付けはしません。

(5) 勤務時間を把握する仕組みの検討

- ・ 町教委は、教職員の勤務時間を把握するための仕組みについて校長会等と協議し、具体的方法について検討します。

(6) 管理職員のマネジメント研修への参加促進

- ・ 町教委は、学校における業務改善を図っていくためには、校長をはじめとした管理職員のマネジメント能力の向上を目的とした道教委が実施する研修への参加を促します。

取組4 教育委員会による学校サポート体制の充実

(1) 調査業務等の見直し

- ・ 町教委は、教員の事務の負担を軽減するため、学校を対象として行う調査について調査の精選を図るとともに、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう取り組んでいきます。
- ・ 町教委は、各種届出や報告事項等の見直しを行うとともに、提出書類や様式の簡素化を進めます。

(2) 勤務時間等の制度の活用

- ・ 道教委が、平成22年度以降、4週の期間内での変形労働時間制を導入し、随時対象業務を拡大してきたほか、休憩時間に係る制度改正や、週休日の振替に係る勤務時間のスライド・振替期間等の特例、週休日における3時間45分の勤務時間の割振り変更など、職員の勤務時間に係る制度改善に合わせ、制度の有効な活用を促します。

(3) メンタルヘルス対策の推進

- ・ 町教委は、メンタルヘルス対策を推進するため、ストレスチェックや面接指導が受けられる体制の整備に向け検討します。

(4) 生徒指導上の諸問題に直面した際のサポート体制の充実

- ・ 町教委は、生徒指導上の諸問題や学校だけでは解決が困難な事案等が発生した場合は相談体制を整備するとともに、校長・教頭会議や発達支援連絡会議など普段から児童生徒の状況把握に努めるものとします。

(5) 少年団活動における教職員の負担の軽減

- ・ 町教委及び学校は、少年団活動の関係団体に対し、指導に関わっている教職員の負担の軽減を図るため、部活動休養日等に準じた取組について理解の促進を図ります。